

資料 編

目次

- ・ 吉川市協働指針策定合同会議設立経緯
- ・ 吉川市協働指針検討経緯
- ・ 地域ヒアリング
- ・ 吉川市市民参画条例
- ・ 吉川市市民参画審議会名簿
- ・ 吉川市協働指針策定調査員設置要綱
- ・ 市民と行政の協働に関する庁内会議設置要綱
- ・ 吉川市協働指針策定合同会議委員名簿

吉川市協働指針策定合同会議設立経緯

平成19年2月に開催されたよしかわ NPO 連絡会（市内の NPO 等で構成され、NPO への支援活動や政策提言などを行っている。）定例会議上で、協働に関するルールづくりについての提案が出され、提言書の作成が決定された。

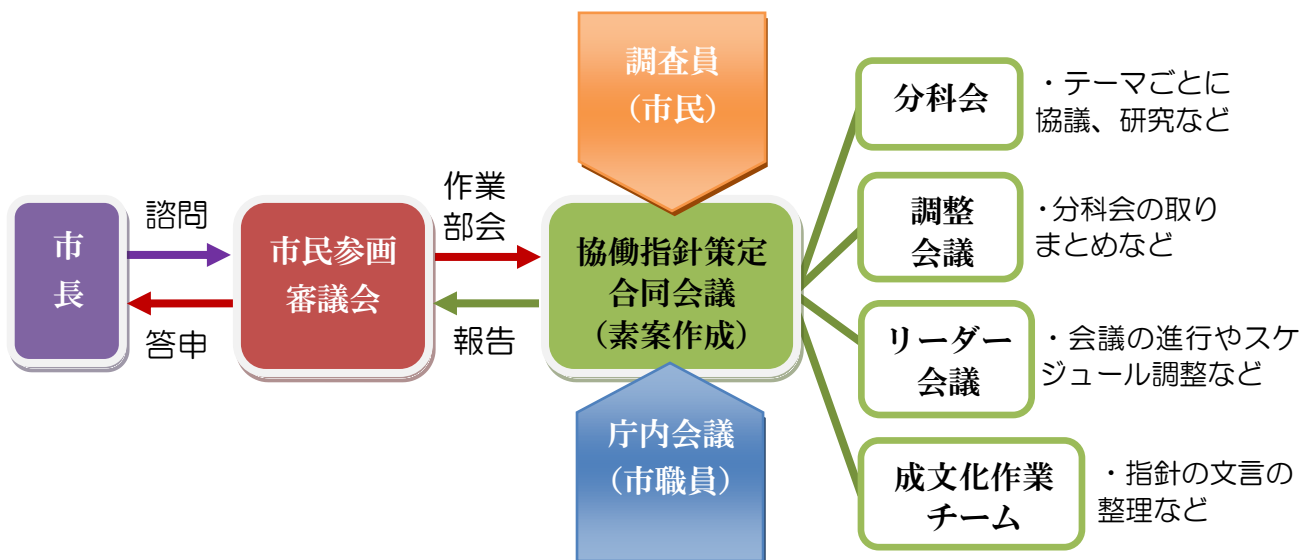
その後、6カ月間をかけて提言書を作成し、平成19年10月15日に、吉川市長へ「吉川市協働に関する提言＝あなたも主役！よしかわのまちづくり＝」の提出を行った。

この提言書を受け、平成19年10月30日に開催された第2回吉川市市民参画審議会上で「市民と行政の協働に関する基本指針の策定について」の議案が議論された。

本来であるならば、吉川市市民参画審議会が協働指針の素案を作成する立場にあるが、①委員数が限られていること、②審議会の開催回数が限られていること、などの理由から、別組織を立ち上げて指針作成を進めることになり、吉川市協働指針策定合同会議が組織されることになった（同時に、市民参画審議会は出来上がった指針を市長へ答申する役目を担うことが決まった）。

当市としては、指針作成にできるだけ多くの市民の声を反映させたいとの思いから、市民で構成する「吉川市協働指針策定調査員」を設置。また、行政側の意見反映の必要性もあることから、市職員で構成する「市民と行政との協働に関する庁内会議」を設置した。この2つの組織が「吉川市協働指針策定合同会議」で集まり、指針素案（案）の作成に向けて議論をすることになった。

【組織イメージ図】



吉川市協働指針検討経過

<吉川市市民参画審議会>

平成 19 年 10 月 30 日	平成 19 年度第 2 回吉川市市民参画審議会 ◆ 内容 ● 市民と行政の協働に関する基本指針の策定について
平成 20 年 5 月 29 日	平成 20 年度第 1 回吉川市市民参画審議会 ◆ 内容 ● 各分科会でまとめた中間報告書について
10 月 30 日	平成 20 年度第 2 回吉川市市民参画審議会 ◆ 内容 ● 地域ヒアリングのまとめについて
平成 21 年 1 月 27 日	平成 20 年度第 3 回吉川市市民参画審議会 ◆ 内容 ● 市民と行政の協働に関する基本指針(素案)について
1 月 30 日	市民と行政との協働に関する基本指針市長答申 ◆ 内容 ● 吉川市市民参画審議会会長、副会長から市長へ答申

<吉川市協働指針策定合同会議>

平成 19 年 12 月 26 日	第 1 回協働指針策定合同会議 (14:00~16:30) ◆ 議題 1. 委嘱書交付式 2. 市長挨拶 3. 自己紹介 4. これまでの経緯について 5. 埼玉県アドバイザー講演「市民と行政との協働について」 6. 今後の進め方について ◆ 内容 ● 協働指針策定に関する経緯を説明。 ● 埼玉県アドバイザーによる「市民と行政が協働をすることについて」の講演。 ● 今後の進め方については、全て委員の中で決定。
	平成 20 年 1 月 7 日 第 1 回協働庁内会議 (15:00~16:30) ・ リーダー及びサブリーダーの選出 ・ 今後の進め方について

1月29日	<p>第2回協働指針策定合同会議（14:00～16:10）</p> <p>◆ 議題</p> <p>1. 「協働とは何か」を、事例を通して考える</p> <p>◆ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ミニワークショップ形式で議論し、グループごとに発表。
2月26日	<p>第3回協働指針策定合同会議（14:00～16:20）</p> <p>◆ 議題</p> <p>1. NPO フォーラム「協働シンポジウム」について</p> <p>2. 協働の定義について</p> <p>◆ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2月17日に開催された、第2回NPOフォーラムで行われた協働シンポジウム（講師：法政大学法学部教授 廣瀬克哉先生）に参加した際の感想などを各自発表。 ● 協働の定義を考えるため、各市町の指針を参考にして、グループに分かれ、議論。
3月26日	<p>第4回協働指針策定合同会議（14:00～16:00）</p> <p>◆ 議題</p> <p>1. 今後の進め方について</p> <p>◆ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当初の議題を変更し、今後の進め方について再度案を提示。 ● 議論をより効率的に行うため、分科会に分かれることになった。 ● 分科会のテーマは「事業から協働を考える」、「地域性から協働を考える」、「様々な立場（視点）から協働を考える」の3点。 ● 各分科会は最終的に「中間報告書」を作成し、市民参画審議会に提出することが決定。 ● 各分科会に分かれ、議論開始。
	<p>事業分科会</p> <p>3月26日 第1回（14:00～16:00）</p> <p>◆ 議題 ・ 協働指針について</p> <p>◆ 内容 ・ 事業の実施に当たっての評価の必要性を議論。 ・ 市民が行政に関心を持つきっかけづくりの必要性を議論。</p> <hr/> <p>4月2日 第2回事業分科会（16:00～17:30）</p> <p>◆ 議題 ・ 協働指針の基本原則について</p> <p>◆ 内容 ・ 「指針のたたき台が見えてこない、考えることが難しい」との意見が出たため、基本原則について議論。</p> <hr/> <p>4月9日 第3回事業分科会（16:00～17:30）</p> <p>◆ 議題 ・ 基本原則・協働を進めるための仕組みについて</p> <p>◆ 内容 ・ 仕組みについて、活動に参加したい人が行政と調整や活動に係る情報を得る場所についての議論。 ・ 「これまで参加していなかった人に参加してもらうこと」についての議論。</p>

	<p>4月22日 第4回事業分科会 (16:00~17:40)</p> <p>◆ 議題 ・基本原則・協働を進めるための仕組みについて</p> <p>◆ 内容 ・協働の定義について、市民まつりを例に議論。 ・対価を得るものも、得ないものも、いずれも協働であることを確認。 ・協働を考える上でポイントとは「責任、成果、継続性」。</p> <p>5月1日 第5回事業分科会 (16:00~17:30)</p> <p>◆ 議題 ・最終調整</p> <p>◆ 内容 ・事業を実施するに当たり、市民と行政が結果に向かって動くだけの関係で終わるのではなく、目的の部分と一緒に作り出していくことが協働に繋がっていくことを確認。</p>
	<p>地域分科会</p> <p>3月26日 第1回 (14:00~16:00)</p> <p>◆ 議題 ・特性の検証方法について</p> <p>◆ 内容 ・地域の特性を調べるための担当を決定。 ①吉川市の外国人と若者 ②PTA を例に7つの学区の特性 ③地域別に分けて考える現状 ④都市基盤の整備状況 ⑤統計から見た吉川市 ⑥川から見た吉川市 ⑦吉川市における自治会活動 ⑧吉川市の企業 ⑨他市町との比較から見る吉川の特性</p> <p>4月8日 第2回 (15:00~17:00)</p> <p>◆ 議題 ・様々な分野から見た地域の特性</p> <p>◆ 内容 ・前回決定した担当がそれぞれ作成した資料を基に議論。</p> <p>4月15日 第3回 (15:00~17:30)</p> <p>◆ 議題 ・様々な分野から見た地域の特性</p> <p>◆ 内容 ・前回に引き続き、議論。 ・NPO フォーラムで課題として出されていた市民交流センターおあしすの検証について、関係者にヒアリングを実施することが決定。</p> <p>4月22日 第4回 (15:00~17:00)</p> <p>◆ 議題 ・おあしすの検証</p> <p>◆ 内容 ・吉川市の特性に関するキーワード ・おあしす関係者のヒアリング内容について発表。 ・これまでの議論から見えるキーワードを抽出。</p> <p>4月30日 第5回 (15:00~17:00)</p> <p>◆ 議題 ・前文（はじめに）の作成</p> <p>◆ 内容 ・前回抽出したキーワードを基に作成した前文案を各自発表。 特性を基に、市の現状と課題を議論。</p>

	<p>5月7日 第6回 (15:00~17:00)</p> <p>◆ 議題 ・市の現状と課題</p> <p>◆ 内容 ・前文の一本化。 ・現状と課題について整理。</p>
	<p>立場・視点分科会</p> <p>3月26日 第1回 (14:00~16:00)</p> <p>◆ 議題 ・協働指針について</p> <p>◆ 内容 ・対等とは何かを議論。 ・自主性の原則、自立の原則について議論。</p> <hr/> <p>4月3日 第2回 (14:00~15:30)</p> <p>◆ 議題 ・協働指針について</p> <p>◆ 内容 ・前回に引き続き、フリートーキング。</p> <hr/> <p>4月17日 第3回 (14:00~15:30)</p> <p>◆ 議題 ・協働に対する想いについて</p> <p>◆ 内容 ・様々な立場から協働を検証するため、各自の協働に対する想いをまとめ、発表。共通点を抽出。</p> <hr/> <p>5月1日 第4回 (14:00~15:30)</p> <p>◆ 議題 ・最終調整</p> <p>◆ 内容 ・前回発表した各自の想いを体系別に整理。 ・各体系の相違する部分については、あえて一つにまとめずに、問題提起として報告することを確認。</p>
	<p>5月8日 協働指針調整会議(14:00~16:00)</p> <p>・各分科会まとめの調整</p>
5月16日	<p>第5回協働指針策定合同会議 (12:00~16:30)</p> <p>◆ 議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各分科会からの報告 2. 調整会議からの報告 3. 中間報告書について <p>◆ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調整会議からの報告に基づき、市民参画審議会へ提出する中間報告書を検討 ● 審議会へは分科会からの報告を一本化せず、三本の内容を個別に報告、「協働の考え方」を資料として添付、提出することにした。 ● 今後のスケジュールの修正を確認。
	<p>6月10日 第2回協働庁内会議(14:00~16:00)</p> <p>・合同会議に向けて</p>
	<p>6月16日 第3回協働庁内会議(14:00~16:00)</p> <p>・地域ヒアリングについて</p>

6月18日	<p>第6回協働指針策定合同会議（14:00～16:15）</p> <p>◆ 議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民参画審議会報告について 2. 今後について 3. 協働指針策定主旨について <p>◆ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民参画審議会から頂いた意見についての報告を受け、今後のスケジュールを再度調整。 ● 協働庁内会議からのプレゼンテーションが行われ、指針策定主旨について議論。
	<p>7月1日 第1回協働市民会議（14:00～16:40）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ヒアリングについて ・基本原則について
	<p>7月8日 第4回協働庁内会議（16:00～17:00）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同会議に向けて
7月11日	<p>第7回協働指針策定合同会議（14:00～16:00）</p> <p>◆ 議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 協働市民会議からの報告について 2. 協働の範囲・主体・対象について 3. 地域ヒアリングについて <p>◆ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 前回の会議でプレゼンテーションのあった内容に対して、今回は市民調査員側から報告を行った。内容は「協働の主体・対象・範囲について」、「協働の必要性について」、「地域ヒアリングについて」の3点。 ● 今回の指針は「市民と行政との協働」に限定することを確認。なお、市民同士の協働も概念としてあり得ることも確認。 ● 地域ヒアリングの実施方法について議論。
7月25日	<p>第8回協働指針策定合同会議（14:00～17:00）</p> <p>◆ 議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 勉強会「新たな公共と地域協働」（講師：澤井安勇 先生） 2. 地域ヒアリングについて <p>◆ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外部講師を呼んだ勉強会を実施。今協働で問題になっていることや、これまで合同会議の中で結論が出ていなかったテーマについてお話をいただいた。 ● 地域ヒアリングの実施方法、配布資料などが確定。
	<p>8月6日～8月25日 地域ヒアリング6回実施</p>

<p>9月2日</p>	<p>第9回協働指針策定合同会議（14:00～15:35）</p> <p>◆ 議題</p> <p>1. 9月分地域ヒアリングについて 2. 8月分地域ヒアリング報告について</p> <p>◆ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 9月に予定されている地域ヒアリングの担当者などを決定。また、市議会議員と行政職員ヒアリングについての方法を検討。 ● 8月分の地域ヒアリングをキーワードごとに分類して報告。
	<p>9月3日～9月26日 地域ヒアリング8回実施</p>
<p>9月26日</p>	<p>第10回協働指針策定合同会議（14:00～16:00）</p> <p>◆ 議題</p> <p>1. 9月分地域ヒアリングの中間報告について 2. 地域ヒアリング（市議会議員・行政）の実施について 3. 10月からの協働指針作成に向けて</p> <p>◆ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 9月分の地域ヒアリングをキーワードごとに分類して報告。 ● 市議会議員、行政室部長に対するヒアリングの担当者、日程等が決定。 ● 10月からの指針作成について議論。まずは、市民参画審議会に提出するための報告書を作成するため3つの分科会と仕組み部分をまとめる会を設置することが決定。なお、まとめるものは地域ヒアリングの実施結果を「市民」、「行政」、「参加」、「吉川の特性」、「仕組み」のキーワードごとに分類したものを分析する形となった。
	<p>9月27日～9月29日 地域ヒアリング2回実施</p>
	<p>10月1日～10月10日 地域ヒアリング9回実施</p>
	<p>行政分科会 9月29日 第1回開催 10月14日 第2回開催 参加分科会 10月 3日 第1回開催 市民分科会 10月 6日 第1回開催 仕組みをまとめる会 10月17日 開催</p>

10月20日	<p>第11回協働指針策定合同会議（14:00～16:15）</p> <p>◆ 議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各分科会からの報告について 2. 仕組みをまとめる会からの報告について 3. 分科会報告書（市民参画審議会に提出する報告書）の決定について 4. その他 <p>◆ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民参画審議会に提出する報告書の形が決定。 ● 成文化チームの設置とまだ議論がされていない「協働の原則」についての議論を行った。 ● 指針成文化作業を行うための、チーム編成について議論。 <p>◆ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 毎週水曜日 17時から実施。 ● 作業メンバーは、調査員側は4名選出。庁内委員側はその都度参加できる者が参加をする形。
	<p>11月6日 第5回協働庁内会議（13:00～15:00）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成文化作業に向けて
成文化作業日	<p>①11月12日 ②11月19日 ③11月26日 ④12月3日</p> <p>⑤12月10日 ⑥12月17日 計6回実施</p>
12月19日	<p>第12回協働指針策定合同会議（14:00～16:30）</p> <p>◆ 議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後のスケジュール 2. 協働指針素案（案）について（協働指針成文化作業結果） <p>◆ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今後のスケジュール（市民参画審議会への提出時期やパブリック・コメント実施時期など）の確認。 ● 成文化作業を経て完成した指針の素案（案）の読み合わせ。
平成21年 1月16日	<p>第13回協働指針策定合同会議（10:00～12:00）</p> <p>◆ 議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 協働指針素案（案）の決定 2. 協働指針概要版キーワードの決定 <p>◆ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 素案（案）について最終決定をした。 ● 概要版は8頁で作成することに決定。その掲載内容を大枠で決め、レイアウト等については事務局に委ねることとした。

地域ヒアリング

■ 目的

協働指針を策定するにあたり、市民や様々な団体の方々の思い・考えなどを反映させるため、「意見吸い上げの場」として地域ヒアリングを実施する。

なお、目標団体数は15とする。

■ 実施期間

平成20年8月から10月まで。

■ 実施方法

原則、団体等が指定する時間・場所に従い、概ね1時間で意見の吸い上げ等を行う。

■ ヒアリング実施者

吉川市協働指針策定調査員2名と市民と行政との協働に関する庁内会議委員2名の計4名を1グループとし、5グループを構成して実施する。

また、各グループからチームリーダーを5名選出し、地域ヒアリング実施中は、この5名を中心に情報交換を密に行っていく。

なお、事務局1名が記録係として随行する。

※ チームリーダー：島崎、康、小松崎、中山、鈴木（邦）

■ 実施状況

No.	実施年月日	時 間	実施団体名
1	8月 6日 (水)	17:00~18:20	よしかわ市民図書館のわ
2	8月 8日 (金)	20:00~21:00	吉川市水泳連盟
3	8月 9日 (土)	16:40~17:40	災害救援ボランティアなまずの会
4	8月14日 (木)	13:30~14:30	環境ネットワークよしかわ
5	8月20日 (水)	17:00~17:50	農業団体
6	8月20日 (水)	18:30~19:30	(法) NPO ネットよしかわ
7	9月 3日 (水)	14:00~15:00	(法) よしかわ幼児教室おひさま園
8	9月 4日 (木)	10:30~11:30	商工会
9	9月 4日 (木)	20:00~21:10	吉川青年会議所
10	9月 8日 (月)	19:00~19:40	吉川市国際友好協会
11	9月 8日 (月)	19:00~20:00	(法) なまずの里福祉会
12	9月12日 (金)	10:00~11:00	(社) シルバー人材センター
13	9月19日 (金)	10:00~11:00	ボランティアセンター登録団体
14	9月26日 (金)	11:00~12:00	点字サークルてん点
15	9月27日 (土)	14:00~15:00	一般市民 (広報で周知)
16	9月29日 (月)	11:00~12:00	よしかわ子育てネットワーク

17	10月 1日 (水)	19:00～20:00	市議会議員①
18	10月 2日 (木)	14:00～15:00	市議会議員②
19	10月 2日 (木)	16:00～17:00	行政 (都市建設部長)
20	10月 6日 (月)	13:30～14:30	行政 (総務部長)
21	10月 7日 (火)	17:00～18:00	行政 (市民生活部長)
22	10月 8日 (木)	10:00～11:00	行政 (教育部長)
23	10月 9日 (月)	9:45～10:45	行政 (健康福祉部長)
24	10月10日 (金)	10:00～11:00	行政 (政策室長)
25	10月10日 (金)	19:00～19:30	吉川市自治連合会

■ 結果

地域ヒアリングの記録を基に、キーワードとなる文言や文章を抽出した上で、「現状・課題・解決策」の3つの視点から分析を行った。

さらに、それぞれの視点を「行政」、「市民」、「参加」の3つの枠で分類した。

※ 詳細は次頁以降を参照。

地域ヒアリングまとめ

	行 政	市 民	参 加
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ①地域の声（市民ニーズ）などの情報把握の不足 ②職員の協働に対する意識不足 ③市役所のしくみが不明確 ④さまざまな団体やグループに対して提供している資源や労力が適切でない ⑤市と共催や後援で行動することはメリットが大きい ⑥担当によって判断が異なる ⑦やる気のある職員も多く存在する 	<ul style="list-style-type: none"> ①参加への働きかけが不足している ②活動の場・情報交換の場が不足している ③意識改革が進んでいない ④団体の能力向上・組織化が進んでいない ⑤行政との距離が近いと感じる 	<ul style="list-style-type: none"> ①参加意識が低い ②参加する時間がない ③情報が少ない、届かない ④活動の場所がない ⑤市民ニーズが把握できていない ⑥新旧住民のコミュニケーション不足 ⑦一部の人への負担
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ①情報の送受信方法の確立 ②協働に関する仕組みづくり ③協働に対する職員の意識改革 ④行政の意識決定の仕組み（事業化、予算化など）の明確化 ⑤予算や人員の活用において客観的な判断 ⑥共催や後援についてのメリット、デメリットにおける、市民との共通認識の形成 ⑦人事異動に伴う引き継ぎと情報の継続性の徹底 ⑧専門職（プロ）の職員が育つ環境づくり ⑨不信感の排除 	<ul style="list-style-type: none"> ①参加への働きかけが必要 ②活動の場・情報交換の場とコミュニケーションの充実 ③意識改革が必要 ④市民の繋がり・ネットワークの構築 ⑤人材育成が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ①参加しやすい時間帯の設定 ②市民ニーズの把握 ③市民の意識改革 ④リーダーの育成 ⑤情報発信の充実 ⑥広報誌の活用 ⑦活動の拠点の設置 ⑧相談窓口の設置 ⑨団塊世代の発掘 ⑩団体の掌握、連携

	行政	市民	参加
解決策	<p>①協働を推進するために組織の役割（部署）を明確にする</p> <p>◇市民の声を吸い上げる役割、相談窓口、情報の送受信を担う部署の明確化</p> <p>◇行政内部のコーディネート・啓発・チェック機能・評価制度・協働の働きかけ担う部署の明確化</p> <p>②協働指針に併せて行政（市）の仕組みを盛り込んだものを発行する</p> <p>◇ハンドブックやホームページにおいて協働指針の内容に加え、行政（市）の事業化や予算化などの仕組みを併せて紹介する。</p>	<p>①市民が事業を提案出来る制度の設置</p> <p>◇協働提案事業制度を設置し、市民参加・参画を進める</p> <p>②子どもを対象とした体験活動の実施</p> <p>◇既存の複数団体に声を掛け、小中学生を対象とした「体験型活動」の実施し、参加の教育を進める。</p> <p>③既存施設の有効活用</p> <p>◇おあしす、学校、遊休施設、集会所などの施設を市民の活動の場、情報交換の場として活用する。</p> <p>④場の設置及び組織の活用</p> <p>◇団体同士のネットワーク化を進めるための場として交流会などを設置する。また、既存のコーディネート組織（中間支援組織）の積極的な活用とコーディネーターの育成を図る。</p> <p>⑤情報の提供。</p> <p>◇団体の情報を市 HP などの情報媒体を利用して提供する。</p>	<p>①市民が多くの市民と出会うことのできる「場」の創出</p> <p>◇人との関わり、コミュニケーション、仲間意識、新旧の出会いの場</p> <p>②ライフプランから参加の機会を考える</p> <p>◇これからのライフプランを考える⇒地元とのかかわりを考える⇒地域への関心⇒自分は何ができるのか⇒参加への一歩</p> <p>③広報誌の工夫</p> <p>◇現在、最も有効なPR手段である広報紙について、より多くの人に見てもらえるように掲載方法を工夫する。</p> <p>◇情報ツール：有線放送、CATV、ラジオ放送 etc（初期投資が必要）</p>

吉川市市民参画条例

前文

私たち吉川市民は、これまで先人が育んできた歴史と文化を大切にしながら、自らの知識や経験、創造性を活かし、より住みやすいまちづくりを進め、次の世代へ引き継ぎたいと願っています。

さらに、地方分権が進むこの時代は、これまで以上に、私たち市民と市が信頼を深め、協働してまちづくりを進めていくことを求めています。

このため、市は、市政運営における今日までの市民参加を更に発展させ、まちづくりの主役である私たち市民の意向を的確に反映できる仕組みを一層充実させていく必要があります。

ここに、吉川市で生活するすべての市民がこのまちで暮らして良かったと思えるよう、私たち市民と市の協働を基本とした市政への市民参画を推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、吉川市の市政運営における市民参画の基本的な事項を定めることにより、市民参画の推進を図り、それによって市民と市との協働によるまちづくりを進めることを目的とします。

(言葉の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる言葉の意義は、それぞれの各号に定めるとおりとします。

- (1) 市民参画 市の施策の立案や実施などに当たって、市民が自己の意思を反映させるよう意見を述べ、提案を行い、市民と市が協働して取り組むことにより、市民が市政に参画することをいいます。
- (2) 協働 市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいいます。
- (3) 市民活動 市民の自主的な参加によって行われる不特定多数の者の利益その他地域社会の利益のために行う活動をいいます。
- (4) 審議会 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。)第138条の4第3項の規定により設置する審議会などと市の施策の立案や実施などについて提言を行うため要綱などにより設置する懇談会などをいいます。
- (5) 市民説明会 市の機関が開催する説明会、意見交換会、公聴会、フォーラムなどをいいます。
- (6) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会と水道事業管理者をいいます。

(市民参画の基本原則)

第3条 市民参画は、市民の自主性が尊重されるとともに、すべての市民が参画できるものとします。

2 市民参画は、市民と市の市政に関する情報の共有により行われなければなりません。

3 市民参画は、市民と市がまちづくりの協働のパートナーとして、相互の役割と責任を理解し、尊重しながら行われなければなりません。

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりの主体として、自らの発言と行動に責任を持って市民参画を行うよう努めるものとします。

2 市民は、特定の個人や団体の利益ではなく、市民全体の利益を考慮して市民参画を行うよう努めるものとします。

3 市民は、市政への関心を高めるとともに、市民活動に関して理解を深め、促進するよう努めるものとします。

(市の役割)

第5条 市は、まちづくりの主体である市民に対し、市民参画の機会を積極的に設けるとともに、説明責任を果たすよう努めなければなりません。

- 2 市は、市政に関する情報を公平、的確かつ迅速に提供し、市民と情報を共有するよう努めなければなりません。
- 3 市は、市民の意向を把握し、市の施策へ反映させるよう努めなければなりません。
- 4 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民活動に協力し、促進を図るよう努めなければなりません。

第2章 市民参画手続の実施

第1節 通則

(市民参画手続)

第6条 市民参画の手続(以下「市民参画手続」といいます。)は、次の各号に掲げるとおりとし、その方法は、それぞれの各号に定めるとおりとします。

- (1) 審議会手続 市の審議会に応募し、委員として発言する方法
 - (2) パブリック・コメント(「意見公募」と言い換えることができます。)手続 市の機関が作成した施策の原案について、書面などにより広く意見を述べる方法
 - (3) 市民説明会手続 市民説明会で広く意見を述べたり、意見を交換したりする方法
 - (4) ワークショップ手続 市民と市、市民同士が、相互に議論することにより案を作り上げていく方法
 - (5) 住民投票手続 市民の意思を投票により表明する方法
- 2 市の機関は、次条第1項各号に掲げる事項を行おうとするときは、前項第1号から第4号までに定める市民参画手続のうち1つ以上を実施することにより、市民の意見を市政に反映させるものとします。
- 3 市の機関は、より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の市民参画手続を併せて実施するよう努めなければなりません。

(市民参画手続の対象)

第7条 市民参画手続の対象となる事項は、次のとおりとします。

- (1) 総合振興計画などの市の基本的な政策を定める計画やそれぞれの行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定
 - (2) 市の基本的な方向性などを定める憲章、宣言などの策定
 - (3) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定、改正や廃止
 - (4) 市民に義務を課したり、権利を制限したりすることを内容とする条例の制定、改正や廃止
 - (5) 市民生活に重大な影響を与える制度の導入、改正や廃止
 - (6) 広く市民に利用される建物などの建設についての基本的な計画の策定や変更
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参画手続を実施することが必要と認められるもの
- 2 前項第1号から第6号までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画手続の対象としないことができます。
- (1) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
 - (2) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
 - (3) 関係法令の改正に伴う簡易なものなど政策的な判断をしなくてよいもの
 - (4) 市の機関の内部にのみ適用されるもの
 - (5) 緊急を要するもの
- 3 市の機関は、前項第5号の規定により市民参画手続を実施しなかった場合は、事後速やかにその理由を公表するものとします。

(市民参画手続の公表)

第8条 市民参画手続に関する事項を公表するときは、次に掲げる方法のうち全部又は一部の方法により行うものとします。

- (1) 担当窓口での供覧又は配布
- (2) 市の広報紙への掲載

- (3) 市の公式ホームページへの掲載
- (4) 前3号に掲げるもののほか、効果的に周知できる方法

(実施時期)

第9条 市の機関は、対象とする事項の性質や影響、市民の関心度を考慮して、適切な時期に市民参画手続を実施するものとします。

(意見の検討)

第10条 市の機関は、市民参画手続を行った場合は、提出された意見を総合的かつ多面的に検討しなければなりません。

第2節 審議会手続

(審議会の設置)

第11条 市の機関は、専門的な知識、経験などに基づく審議による答申や報告又は個人の知識や経験に基づく自由な意見交換などによる提言が必要な場合には、審議会を設置します。

(会議の公開)

第12条 市の機関は、吉川市情報公開条例(平成12年吉川市条例第16号。以下「情報公開条例」といいます。)第26条の規定により審議会の会議を公開し、会議を開催するときは、規則で定めるところにより開催日時、開催場所、議題などを事前に公表するものとします。

2 市の機関は、審議会の会議が開催されたときは、規則で定めるところにより会議録を作成し、公表するものとします。ただし、情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報に該当するもの(以下「非公開情報」といいます。)は、公表しないものとします。

(委員の選任)

第13条 市の機関は、審議会の委員を選任するときは、男女の比率、公募による選任、委員の任期、ほかの審議会の委員と重なっていないかどうかなどを考慮し、幅広い人材を登用するよう努めなければなりません。

(公募による選任)

第14条 市の機関は、審議会を構成する委員として選任できる者には、法令の定めその他正当な理由がある場合を除き、公募により選任される者(以下「公募委員」といいます。)を含めるものとします。

2 公募の実施や公募委員の選考に関して必要な事項は、規則で定めます。

(委員の兼任と任期)

第15条 審議会の委員は、原則として3つ以上兼ねることはできません。ただし、臨時的又は時限的に設置される審議会の委員については、3つまで兼ねることができるものとします。

2 審議会の委員の任期は、連続して3期までとします。ただし、専門的な知識、経験などを必要とする審議会の委員の場合は、この限りではありません。

(委員の公表)

第16条 市の機関は、審議会の委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分と任期を公表するものとします。この場合において、構成員に公募委員がいないときは、併せてその理由を公表するものとします。

第3節 パブリック・コメント手続

(パブリック・コメントの実施)

第17条 市の機関は、事案に対する多様な意見を幅広く収集する必要がある場合には、パブリック・コメントを実施します。

(実施に当たっての公表事項)

第18条 市の機関は、パブリック・コメント手続により意見を求めようとするときは、次の事項を公表するものとします。

- (1) 対象とする事項の案

- (2) 対象とする事項の案を作成した趣旨、目的など
- (3) 市の機関が必要と認める資料
- (4) 意見の提出方法、提出期間と提出先
- (5) 検討結果の公表の予定時期

(意見の提出方法)

第19条 パブリック・コメント手続における意見の提出方法は、次に掲げる方法とします。

- (1) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付
- (2) ファクシミリによる送信
- (3) 電子メールによる送信
- (4) 市の機関が指定する場所への書面による提出
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める方法

2 パブリック・コメント手続における意見の提出期間は、1月以上とします。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により1月の期間を確保できない場合は、この限りではありません。

3 パブリック・コメント手続により意見を提出しようとするものは、個人の場合は住所と氏名、団体の場合は主な事務所の所在地、名称と代表者名を明らかにしなければなりません。

(検討結果の公表)

第20条 市の機関は、前条第1項の規定により提出された意見の検討を終えたときは、非公開情報を除き、速やかに次の事項を公表するものとします。

- (1) 提出された意見の内容
- (2) 提出された意見の検討結果とその理由

第4節 市民説明会手続

(市民説明会の開催)

第21条 市の機関は、事案の説明などを通して、複数の市民の意見を収集する必要がある場合には、市民説明会を開催します。

(市民説明会開催の公表)

第22条 市の機関は、市民説明会を開催するときは、規則で定めるところにより開催日時、開催場所、内容などを事前に公表するものとします。

2 市の機関は、市民説明会を開催したときは、規則で定めるところにより開催記録を作成し、公表するものとします。ただし、非公開情報は、公表しないものとします。

第5節 ワークショップ手続

(ワークショップの開催)

第23条 市の機関は、議論、共同作業などを通して、複数の市民との一定の合意形成を図る必要がある場合には、ワークショップを開催します。

(ワークショップ開催の公表)

第24条 市の機関は、ワークショップを開催するときは、規則で定めるところにより開催日時、開催場所、内容などを事前に公表するものとします。

2 市の機関は、ワークショップを開催したときは、規則で定めるところにより開催記録を作成し、公表するものとします。ただし、非公開情報は、公表しないものとします。

第6節 住民投票手続

(住民投票の実施)

第25条 市長は、市政に関する重要な事項について、広く市民の意思を確認するために、必要に応じて住民投票を実施することができます。

2 住民投票を行う場合は、投票する事項ごとに、投票の期日、投票の資格、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続を規定した条例を別に定めるものとします。

(住民投票の請求と発議)

第26条 市民のうち、選挙権がある者は、法第74条第1項の規定により、その総数の50分の1以上の者の署名を集めることにより、住民投票について規定した条例を制定することを市長に請求することができます。

2 市議会の議員は、法第112条第1項と第2項の規定により、議員定数の12分の1以上の市議会議員の賛成により、住民投票について規定した条例を市議会に提出することができます。

3 市長は、住民投票について規定した条例を市議会に提出することができます。

第3章 市民参画の推進のために

(市民参画の推進)

第27条 市の機関は、市政運営において、市民参画手続の対象となる事項に限らず、その他事業を実施するときは、市民参画の推進に努めなければなりません。

(市民の意見の把握)

第28条 市の機関は、市民参画手続のほか、適切な方法で、市政運営に関する市民の意見を積極的に把握するよう努めなければなりません。

2 市の機関は、前項の規定により把握された市民の意見で、その内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては、市民参画手続で提出された市民の意見と同じように取り扱うよう努めなければなりません。

(推進体制)

第29条 市は、市民参画を総合的かつ計画的に企画し、調整し、推進するために必要な体制を整備するものとします。

(調査研究)

第30条 市は、市民参画の推進に関する施策の策定に必要な事項や方法の調査研究を行うものとします。

(実施予定と実施状況の公表)

第31条 市長は、毎年度、その年度の市民参画手続の実施予定と前年度の市民参画手続の実施状況を取りまとめて公表するものとします。

2 市長は、市民参画手続の実施予定を公表するときは、次条に規定する吉川市市民参画審議会の意見を聴くものとします。

第4章 吉川市市民参画審議会

(設置)

第32条 市民参画の推進に関する基本的な施策や重要な事項を調査審議するため、吉川市市民参画審議会(以下「市民参画審議会」といいます。)を設置します。

(所掌事務)

第33条 市民参画審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じたり、市長に意見を述べたりするために調査審議します。

(1) 市民参画手続の運用状況に関すること。

(2) この条例の見直しに関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民参画の推進に関する基本的な事項

(組織)

第34条 市民参画審議会は、委員10人以内で組織します。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。
 - (1) 公募に応じた者
 - (2) 市内において市民活動を行う団体が推薦する者
 - (3) 学識経験者
- 3 市長は、前項第1号に掲げる者を委嘱する場合は、その委員数が3人を下回らないよう努めるものとします。
- 4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の任期で残っている期間とします。
- 5 委員は、連続して3期を超えない範囲で再任されることができます。

第5章 雑則

(条例の見直し)

第35条 市長は、社会情勢や市民参画の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとします。

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行します。

(経過措置)

2 この条例が施行される時、既に案の策定に着手している計画、条例などで、第2章に規定する市民参画手続を実施することが難しいときは、その章の規定は、適用しません。

3 この条例が施行される時、既に設置されている審議会の委員については、その委員の任期の満了などにより新たに委員を選任するまでの間は、第14条と第15条の規定は、適用しません。

(吉川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 吉川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年吉川町条例第2号)の一部を次のように改正します。

[次のよう]略

附 則(平成19年条例第10号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第12号)

この条例は、平成19年10月1日から施行します。

吉川市市民参画審議会委員名簿

委嘱期間:平成19年5月30日～21年5月30日

選出区分	氏名	備考
市民活動団体(自治会)	中島 通治	会長(～H20.3.31)
市民活動団体(交流生涯学習)	後藤 春嘉子	副会長(～H20.3.31) 会長(H20.4.1～)
公募市民	兵頭 利明	副会長(H20.4.1～)
市民活動団体(自治会)	山口 幸一	H20.4.1～
市民活動団体(まちづくり)	三野輪 孝一郎	
市民活動団体(福祉活動)	宮川 久子	
市民活動団体(環境活動)	松井 美枝子	
公募市民	辻田 満	
公募市民	辻 健人	
学識経験者	千葉 聡子	文教大学教育学部准教授

吉川市協働指針策定調査員設置要綱

(設置)

第1条 市民と行政との協働のあり方や市民活動の推進に関し、必要な調査研究を行うため、吉川市協働指針策定調査員（以下「調査員」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査員は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市民と行政との協働及び市民活動の推進について必要な事項の調査。
- (2) 前号の調査についての意見具申。

(委嘱)

第3条 調査員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民活動の実践者
- (2) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は市民と行政との協働指針に関する基本指針策定までとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月21日から施行する。

市民と行政との協働に関する庁内会議設置要綱

(設置)

第1条 市行政活動における市民との協働のあり方、協働成果判定等を検討するため、市民と行政との協働に関する庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民と行政との協働推進に関すること。
- (2) その他市民と行政との協働推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、委員15名以内をもって組織する。

- 2 庁内会議の委員は、職員のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(リーダー及びサブリーダー)

第5条 庁内会議にリーダー及びサブリーダーを1名ずつ置き、委員の互選により定める。

- 2 リーダーは、庁内会議を総括する。
- 3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 庁内会議の会議は、必要に応じて随時開催する。

- 2 リーダーは、庁内会議を招集し、その議長を務める。
- 3 リーダーは、庁内会議の所掌事務に関し必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 リーダーは、特定事項が終了したときは、その経過及び結果を整理し、市長に報告をする。

(庶務)

第7条 庁内会議の庶務は、市民生活部市民参加推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月21日から施行する。

吉川市協働指針策定合同会議委員名簿

区 分	所属・役職	氏 名	備 考
吉川市協働指針 策定調査員	市民活動実践者	小川 芳子	
	市民活動実践者	康 憲子	
	市民活動実践者	小松崎 暁子	
	市民活動実践者	島崎 允行	リーダー
	公募市民	鈴木 彰夫	
	市民活動実践者	鈴木 邦夫	
	市民活動実践者	中山 宏司	
	市民活動実践者	原 美佐子	
	市民活動実践者	松澤 秀治	
	市民活動実践者	間宮 玲子	
	市民活動実践者	村川 周一	
	市民活動実践者	山本 博暉	
市民と行政との 協働に関する 庁内会議委員	政策室行政改革担当主査	伴 茂樹	サブリーダー
	政策室企画担当主任	大瀧 和寛	
	総務部庶務課主任	柳生 和哉	
	総務部財政課主任	石田 和親	(平成20年3月まで)
	総務部財政課主任	小林 以津己	(平成20年4月から)
	健康福祉部社会福祉課主事	久田 瑞恵	
	健康福祉部子育て支援課主事	油川 誠	
	市民生活部環境課主任	鈴木 康雄	
	市民生活部商工課主事	澁谷 奈緒子	
	都市建設部都市計画課主任	宗像 浩	
	都市建設部河川下水道課主任	宮脇 千佳	
	教育部生涯学習課主任	野津 晴子	
教育部市民交流センターおあしす主任	渋谷 陽子		
アドバイザー	埼玉県総務部 NPO 活動推進課 協働・基金担当主幹	田村 豊	(平成20年3月まで)
	埼玉県県民生活部 NPO 活動推進課 NPO 活動担当主幹	野尻 一敏	(平成20年4月から)
事務局	市民生活部市民参加推進課課長	中村 詠子	
	市民生活部市民参加推進課課長補佐	山崎 信夫	(平成20年3月まで)
	市民生活部市民参加推進課係長	荒川 泰弘	(平成20年4月から)
	市民生活部市民参加推進課主事	城取 直樹	

※ 市民と行政との協働に関する庁内会議委員の所属・役職は、吉川市協働指針策定合同会議在籍時のもの。

Special Thanks

法政大学法学部教授 廣瀬 克哉 先生
（財）日本防災協会理事長 澤井 安勇 先生
武蔵大学社会学部准教授 粉川 一郎 先生
千葉県船橋市役所市民協働課主査 西村 浩 先生
聖学院大学政治経済学部教授 平 修久 先生
りそな総合研究所株式会社研究開発部長 塩野谷 寛行 先生
特定非営利活動法人さいたま NPO センター理事 東 一邦 先生